

甲賀市市制施行20周年記念「市民提案事業」募集要項

～市民のみなさんが実施される事業を募集します！～

はじめに

甲賀市は令和6年（2024年）10月1日に市制施行20周年を迎えます。

この節目となる機会をとらえ、旧5町合併による新市誕生から今日までの歩みを振り返るとともに、市民の力を生かした「新しい豊かさ」によるまちづくりを市内外に強くアピールするため、市制施行20周年記念事業（以下「20周年記念事業」という。）を実施します。

20周年記念事業の一環として、市民活動団体、事業所等（以下「市民活動団体等」という。）が実施する甲賀市市制施行20周年記念市民提案事業（以下「市民提案事業」という。）を本募集要項により募集します。

1 事業概要

市民活動団体等がその専門性、柔軟性等を活かして実施する市民提案事業に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助します。

2 応募資格

補助金の交付の対象となる者は、下記の要件をいずれも満たす者としてします。

- （1）市民活動団体等であること。
- （2）活動拠点が市内にあること。
- （3）構成する会員が5人以上いること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、下記の要件をいずれも満たす事業としてします。

- （1）市民活動団体等が提案する新規事業又は既存事業
- （2）甲賀市市制施行20周年記念事業の趣旨及び基本方針に沿った事業
- （3）市内で実施される公益的な事業であり、多くの市民の参加及び交流が可能な事業
- （4）具体的な成果等が期待でき、持続的な効果及びまちづくりへの波及効果が図られる事業
- （5）市民活動団体等の特性である専門性、柔軟性等を活かした新たな視点からの事業

○以下の事業は、補助の対象事業にはなりません。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 国、地方公共団体、外郭団体等から当該事業について委託され、又は補助金を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- (4) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの
- (5) 政治上の主義を推進及び支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦及び支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (7) 法令、条例等に違反するもの

4 事業の実施期間

令和6年6月から令和7年2月までの期間に実施されるもの。

5 補助金の額

新規事業は補助対象経費の4分の3以内、既存事業は補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とします。ただし、事業実施に伴う収入等がある場合は、経費からそれらの金額を差し引いた額の範囲内とします。

6 補助対象経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。なお、既存事業については、新たに拡充した部分の経費のみを対象とします。

補助対象経費	具体例
消耗品費	資料等の用紙、事務用品等の購入費
備品購入費（新規事業に限る。）	事業に必要な備品（事務備品は除く。）の購入費
使用料及び賃借料	会場使用料及び機器の借上げ料
印刷製本費	ポスター、プログラム、会議資料、活動報告書、計画書等の作成のための印刷製本費
委託料	事業の警備、会場設営等の費用
その他	事業の実施に必要であると特に市長が認めるもの

7 事業の流れ

申請から交付までのスケジュールは以下のとおりです。

	項目	期間	
		第1期	第2期
1	募集（交付申請）期間	3月～4月末	7月～8月末
2	交付決定通知	5月中旬	9月中旬
3	事業実施期間	6月～2月末	10月～2月末
4	実績報告	事業完了後30日以内	
5	補助金の請求	補助金額の確定通知書を受け取り後、請求書を提出してください。	
6	補助金の交付	指定した口座へ補助金を振り込みます。	

※補助金の前金払・概算払等については、事前にご相談ください。

8 申請方法等

- ・「市制施行20周年記念市民提案事業提案書（様式第1号）」に必要書類を添え、郵送、電子メール又は持参により申請してください。
- ・申請に基づき審査を行い、採択又は不採択を申請者に通知します。
- ・事業採択後に事業内容を変更又は中止する場合は、速やかにご連絡ください。
- ・事業が完了したときは、30日以内に所定の実績報告書（様式第9号）を提出いただきます。

9 事業実施にあたってのPR方法

事業採択され、補助金の交付を受ける団体は、採択された事業をより多くの方に知っていただくため、事業のポスターやチラシなどの広報媒体に「甲賀市市制施行20周年記念事業」である旨を記載してください。

申し込み・お問い合わせ先

甲賀市 総合政策部 政策推進課

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話 69-2105 FAX 63-4554 E-mail : koka10041000@city.koka.lg.jp